

家庭教師代「安い」と勧誘

高額な教材代も請求

「家庭教師の契約と思ったら、数十万円もする教材を買わされた。解約できるか」。家庭教師の勧誘をめぐる、こんな声が生活部に寄せられた。調べてみると、高額な教材の購入には触れず、二千元前後の指導料を誘い文句に勧誘するため、解約をめぐるトラブルになるケースがあることが分かった。割安な家庭教師の契約には注意が必要だ。

(福沢英里)



情報は、くらし調査隊＝Eメールchousa@chunichi.co.jp、ファクス052(222)5284＝へ。

名古屋市内の四十代の主婦宅に昨年、「家庭教師代が一回二千五百円。安いですよ」という電話勧誘が頻りにあった。中学二年生になる子どもの学力に不安があり、面談して契約。その際、勧誘時には説明がなかったが、中学三年間分の教材費として六十万円を請求されて支払った。その後、大量の教材が送られてきたがこなしきれず、残ったのは未使用の教材ばかり。「中二から始めたが、教材は三年分買わされた。解約はどうしたらいいか」と主婦は困惑ぎみに話した。別の三十代男性も、家庭教師の契約に付いてくる高額教材に対し、「最初はこんなもんかと思ったが、やはり何十万円もするのはおかしい」と不審がった。

解約めぐりトラブルに

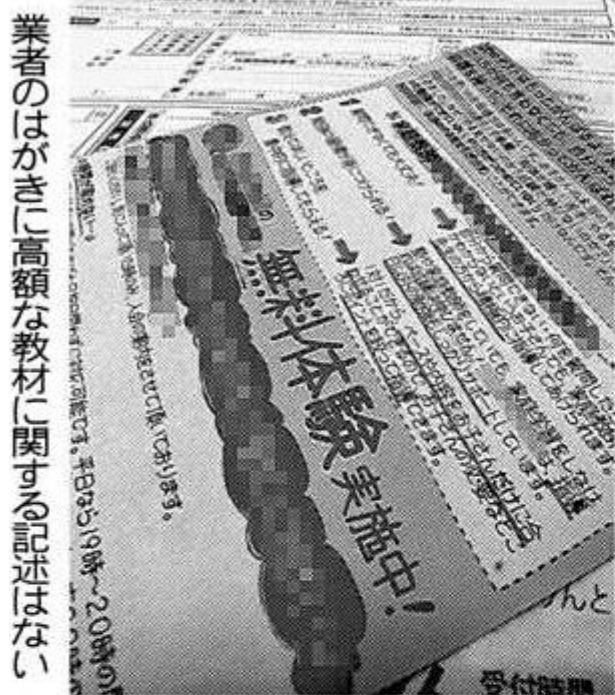
国民生活センターによると、同様の相談は2007年に1971件あったが、ここ数年は300件前後で推移している。家庭教師の契約は特定商取引法で規制され、8日間のクーリング

オフ期間後も中途解約できる。違約金も家庭教師の提供前なら2万円、提供後は1カ月分の月謝(授業料)相当額か5万円のうち低い額で済む。教材も関連商品として中途解約できる。

記者が調べてみると、業者は電話のほか、ダイレクタメールなどで勧誘していることが分かった。中には、有名大学のサークルを名乗って警戒心を解き、面談にこぎつける業者も。記者が入手した業者のはがきには、家庭教師のメリットは書かれているが、高額教材が必要なことは書かれていない。

「愛知県岐阜県家庭教師協会」で、トラブルの相談に応じている行政書士、藤壇大輔さんは「二千元前後の割安な指導料は注意が必要。本来、指導を補ったため教材が主な収益になっていない」と説明する。教材費は五十万円前後が多く、「子どものために必要な」と契約してしまう保護者が多い。

同組合理事の栗原洋さんは「契約時に一人で判断しないことが大切だが、もし契約で困ったら、消費生活センターなどに早めに相談を」と呼び掛けている。



業者のはがきに高額な教材に関する記述はない

業界の健全化を目的に、二〇〇六年に発足した「家庭教師派遣業協同組合」

愛知県岐阜県家庭教師協会の相談窓口は、藤壇さん
電話0584(24)0145